

論点に対する回答（総務省）

議 題	J-LISの手数料負担について
省 庁 名	総務省
論 点	<p>2. J-LISの手数料負担について（総務省）</p> <p>（1）地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に情報照会される場合の費用の妥当性（1件当たり原則10円の手数料）につき検証すべしとの指摘が経済団体よりあり、総務省からは費用につき、「システムの構築・運用に要する費用に充てているが、これだけで全ての経費をまかなえているものではなく、都道府県からの負担金を得てシステムを維持している状況にある」などと回答があったが、手数料と、都道府県からの負担金はそれぞれどの程度の収入となっているのか。</p>
【回 答】	<p>（1）地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の住民基本台帳ネットワークシステムの構築・運用に係る収入は、</p> <p>都道府県負担金 約14.3億円、</p> <p>情報提供手数料 約32.2億円</p> <p>となっている（平成29年度決算額）。</p>

議 題	J-LISの手数料負担について
省 庁 名	総務省
論 点	<div data-bbox="359 324 1066 369" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. J-LISの手数料負担について（総務省）</div> <p>（2）上記の健康保険組合の住所変更届の省略の件のように、手続簡素化の観点から、費用を低廉にし、より利用を広げていく方向で検討すべきではないか。</p>

【回 答】

- 現在も本人確認情報は、年金受給権者の現況届の提出省略や住所変更届、死亡届の提出省略、司法試験や不動産鑑定士試験等の出願時の住民票の添付省略などの目的で利用されている。

- 例えば、ご指摘の健康保険組合の事例で言えば、本人確認情報の提供を受けることで住所変更届が省略されることで、
 - ・ 本人が郵送又は対面で届出書を提出する手間やコストが低減し、
 - ・ 健康保険組合側も書類の確認や保存の事務負担が低減する

のであり、この観点から住基法に定められた機関において本人確認情報が利用されているものと承知している。

- 本人確認情報の提供手数料は、住基ネットの運用経費のうち、地方公共団体以外の利用者への情報提供に必要となる額として、その情報提供見込み件数を踏まえて設定することとされた。地方公共団体以外の利用者への情報提供件数が増加する中、応分の利用者負担を求めつつ、都道府県の負担金（税負担）を得て維持しているものと承知しており、水準が不適切とは考えていない。（手数料の引下げは、税負担への転嫁）

- 本人確認情報の提供を受けるか否かについては、利用しようとする機関等において、①その情報を受ける場合の手数料等のコストと、②提供を受けない場合に別途の手段で情報確認するコスト等を、比較した上でご判断されるものである。

- なお、本人確認情報の提供手数料について、1つの機関が大量に本人確認情報を利用し、かつその1回当たりの処理件数が極めて多いものについては、手数料の減額を行っている例もあり、これを踏まえ、健康保険組合の住所変更届の省略についても、ご相談に応じているところ。